

ふくしま新電力株式会社

電気供給約款

別紙 I (料金表)

令和 2 年 9 月 1 8 日より施行の電気供給約款 13 (料金) に付随する料金を以下とします。
本別紙の適用日は令和 2 年 10 月 1 日とします。

料金プラン：アポロのでんき B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

	単位	料金 (税込)
30 アンペア	1 契約	990 円
40 アンペア	1 契約	1,320 円
50 アンペア	1 契約	1,650 円
60 アンペア	1 契約	1,980 円

電力量料金

	単位	料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	24.円 48 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh	26 円 82 銭

料金プラン：アポロのでんき C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、配送電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) 二によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料

金を申し受けます。

基本料金

単位	料金 (税込)
I kVA	330 円

電力量料金

	単位	料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	I kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	I kWh	24 円 48 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	I kWh	26 円 82 銭

料金プラン：アポロのでんき B ふくしまワット 50

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金

の半額を申し受けます。

※本メニューは、電気の使用量の半分を当社の保有しているJクレジットの無効化により達成いたします。無効化のタイミングは毎年度末を予定しています。

基本料金

単位	料金（税込）
1 kVA	330 円

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1 kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1 kWh	25 円 48 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1 kWh	27 円 82 銭

料金プラン：アポロのでんき C ふくしまワット 50

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(ロ) 契約容量は、配送電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価

格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金を申し受けます。

※本メニューは、電気の使用量の半分を当社の保有している J クレジットの無効化により達成いたします。無効化のタイミングは毎年度末を予定しています。

基本料金

単位	料金（税込）
1 kVA	330 円

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1 kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1 kWh	25 円 48 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1 kWh	27 円 82 銭

料金プラン：アポロのでんき B ふくしまワット 100

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金の半額を申し受けます。

※本メニューは、電気の使用量の全てを当社の保有している J クレジットの無効化により達成いたします。無効化のタイミングは毎年度末を予定しています。

基本料金

単位	料金（税込）
1 kVA	330 円

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1 kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1 kWh	26 円 48 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1 kWh	28 円 82 銭

料金プラン：アポロのでんき C ふくしまワット100

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(ハ) 契約容量は、配送電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金の半額を申し受けます。

※本メニューは、電気の使用量の全てを当社の保有している J クレジットの無効化により達成いたします。無効化のタイミングは毎年度末を予定しています。

基本料金

単位	料金（税込）
1 kVA	330 円

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1 kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1 kWh	26 円 48 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1 kWh	28 円 82 銭

料金プラン：アポロのでんき B 地域応援プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

	単位	料金（税込）
30 アンペア	1 契約	1,040 円
40 アンペア	1 契約	1,370 円
50 アンペア	1 契約	1,700 円
60 アンペア	1 契約	2,030 円

電力量料金

	単位	料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	24.円 48 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh	26 円 82 銭

【サービス適応期間】

- ◆アポロのでんき 地域応援プランのサービス適応期間は供給開始から 3 年です。
- ◆適応期間満了後は自動的に「アポロのでんき B」が適応になります。
- ◆本プランの内容の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を
書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

料金プラン：アポロのでんき C 地域応援プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、配送電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) 二によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金（税込）
1kVA	330 円 1 契約につき、毎月の基本料金に 50 円加算

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1 kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで （第 2 段階料金）	1 kWh	24 円 48 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1 kWh	26 円 82 銭

【サービス適応期間】

- ◆アポロのでんき 地域応援プランのサービス適応期間は供給開始から 3 年です。
- ◆適応期間満了後は自動的に「アポロのでんき B」が適応になります。
- ◆本プランの内容の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を
書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。